

# J A M 政策NEWS

2025年2月21日 第2025-07号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

## 『賃金引き上げ』への支援策

### 中小企業向け「賃上げ促進税制」の積極活用を

賃上げ促進税制は、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。令和5年度は、254,883件（うち中小企業向けが238,744件）7,278億円（同2,908億円）が使用されています。適用金額の前年比は144.4%（中小企業向けは144.6%）でした。

利用が拡大されるなか、令和6年4月1日

以降に開始される事業年度に対しては、さらに制度が強化されます。中小企業向け制度では**最大45%の税額控除**ができるようになり、加えて要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、翌年度以降に5年間繰り越しが可能になります。

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除が発生した事業年度以降の繰越税額控除限度超過額の明細書が必要になります

#### 【中小企業向け賃上げ促進税制】 改正後

要件		上乗せ①		上乗せ②		最大控除率
全雇用者給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援女性活躍	税額控除率	
+1. 5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2. 5%	30%					

全雇用者の給与等支給額前年比が1.5%を上回らなかった場合も、継続雇用者の給与支給額で前年比が3%を上回った場合は、大企業・中堅企業向けの制度（最大控除率は35%）の活用も可能です

制度に関する  
省庁のHP

中小企業向け  
賃上げ促進税制  
(中小企業庁)



賃上げ促進税制



くるみん認定



えるぼし認定

